

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和3年4月15日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第2000355号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(国)第2100002号

第1 結論

昭和57年8月から昭和58年1月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

その余の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和57年8月から昭和58年1月まで
② 昭和58年9月から同年12月まで

請求期間①について、会社を退職後の昭和57年4月頃に、A市役所において国民年金の再加入手続を行い、同市役所の窓口で、毎月、納付書に現金を添えて国民年金保険料を納付していた。しかし、年金記録では、昭和57年4月から同年7月までの国民年金保険料は納付済みとなっているにもかかわらず、請求期間①の保険料は未納となっている。

請求期間②について、会社を退職後の昭和58年10月又は同年11月頃に、A市のB行政センターにおいて国民年金の再加入手続を行い、同市役所の窓口又は同市のC行政センターで毎月、国民年金保険料を納付していたと思うが、年金記録では請求期間②の保険料は未納となっている。

請求期間①及び②の国民年金保険料が未納となっていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者は、会社を退職後の昭和57年4月頃に、A市役所において国民年金の再加入手続を行い、同市役所の窓口で、毎月、納付書に現金を添えて国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、同市の広報誌によると、昭和56年4月から国民年金保険料の納付方法が毎月納付に変更されていることが確認できることから、請求者の主張する納付方法と一致している。

また、オンライン記録によると、請求者は、20歳となった昭和55年*月から請求期間①直前の昭和57年7月までの国民年金加入期間に係る国民年金保険料を現年度納付により全て納

付していることが確認できる上、請求期間①について、請求者は、上記納付済期間と同様の勤務形態の仕事に従事していたとし、請求者の年金手帳において確認できる住所にも変更がないことから、請求期間①直前の期間と請求期間①を通じて、生活状況に大きな変化が認められないことを踏まえると、6か月と短期間である請求期間①の保険料を納付できなかったとする特別な事情は見当たらないため、当該期間についても、保険料を納付していたと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間①の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

2 請求期間②について、請求者は、会社を退職後の昭和58年10月又は同年11月頃に、A市のB行政センターにおいて国民年金の再加入手続を行ったと主張している。

しかしながら、オンライン記録によると、請求者の昭和58年9月1日の国民年金被保険者の資格取得に係る処理日は、昭和59年4月11日となっているところ、A市は、資格取得届等の社会保険事務所（当時）への進達については、昭和58年当時は最低でも一月に1回は行っていた旨陳述しており、請求者の再加入手続時期に係る主張とは相違している。

また、請求者は、請求期間②の国民年金保険料の納付場所及び納付方法について、当初、A市役所の窓口又は同市のC行政センターで保険料を納付していたと思うと主張しているが、i) 保険料の納付時期及び納付方法についての記憶が明確ではないこと、ii) 請求者の主張のとおり、毎月、保険料を納付していたとすると、現年度納付であったことになるが、請求者から提出された国民年金に係る領収証書（写）及びオンライン記録によると、当初、未納期間となっていた請求期間②直後の昭和59年1月から昭和60年9月までの期間の保険料を、時効直前に過年度納付していることから、請求者の請求期間②に係る保険料の納付状況が不明である。

さらに、請求者が請求期間②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）がなく、ほかに請求者が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。